

高齢者等の見守り活動に関する

協 定 書

令和4年11月1日

清 瀬 市

東京ヤクルト販売株式会社

「清瀬市高齢者等の見守りに関する協定書」

清瀬市（以下「甲」という。）と東京ヤクルト販売株式会社（以下「乙」という。）は、清瀬市における高齢者等見守り活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、清瀬市内に居住する者のうち、明らかに通常と異なる様子（以下「異変」という。）が見られ、行政の支援が必要と思われる高齢者等を発見した場合において、その状況を速やかに甲に通報することにより、高齢者等生活の安全に寄与することを目的とする。

（活動の対象とする地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域は、清瀬市内とする。

（情報提供の方法）

第3条 乙は、日常業務を行う際に支障のない範囲において、高齢者等の異変を察知したときは、可能な限り担当する地域包括支援センター（別表）に通知するよう努めるものとする。

2 前項規定に関わらず、乙が緊急の対応が必要と判断した場合は、直接警察署等の関係機関に通報するものとする。

（情報利用）

第4条 前条に基づき乙から提供された情報は、甲及び地域包括支援センターが高齢者に対して必要な支援を行うために利用するものとする。

（免責）

第5条 乙は、高齢者等の見守り活動に係る通知・通報等の実施判断、適否及び結果、並びに高齢者等の異変に関して責任を負わないものとする。

（秘密の保持）

第6条 1 乙は、高齢者等の見守り活動において知り得た個人情報を第三者に漏洩してはならない。ただし、この協定に基づく高齢者等見守り活動にかかる開示については、この限りではない。

2 甲は、高齢者等の見守りにおいて知り得た個人情報については、清瀬市が定める個人情報保護に関する条例に基づき取扱うものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、締結した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、甲又は乙から終了の意思表示がなければさらに1年間更新するものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定の内容に義務が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙で協議を行い定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名捺印の上、各々1通を保有する。

令和4年10月1日

甲 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市
清瀬市長 澁谷 桂司

乙 東京都台東区台東2丁目19番地9
東京ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長 春日 利文

別表

地域区分	地域包括支援センター	電話番号
上清戸・中清戸・下清戸・元町	きよせ社協地域包括支援センター	042-495-5516
野塩・竹丘・梅園・松山	きよせ信愛地域包括支援センター	042-492-1850
下宿・旭が丘・中里	きよせ清雅地域包括支援センター	042-495-1370
上記の連絡先に繋がらない場合	清瀬市福祉・子ども部福祉総務課	042-497-2056